

平成28年 9 月定例会 県土整備委員会（付託）
平成28年10月14日（金）
〔委員会の概要 危機管理部関係〕

島田委員長

これより、危機管理部関係の審査を行います。（11時04分）

危機管理部関係の付託議案については、さきの委員会において、説明を聴取したところ
であります。この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】

- 台風16号（9月19日～20日）に関する被害の状況について（資料①）
- 車両接近通報装置の義務化に係る法令の改正について（資料②）

小原危機管理部長

この際、2点、御報告申し上げます。

まず1点目は、台風16号に関する被害の状況についてであります。

お手元に御配付の委員会資料1を御覧ください。

事前の委員会の際にも、御報告いたしました。10月13日現在の被害の状況について、
御報告させていただきます。

まず、1の人的被害でございますが、徳島市、阿南市でそれぞれ1名、いずれも軽傷で
ございました。

次に2の住家被害につきましては、5市4町1村で床上浸水96棟、床下浸水391棟と
なっております。

次に3の非住家被害につきましては、5市で床上浸水37棟、床下浸水56棟となっており
ます。

なお、農林関係、及び公共土木施設被害につきましては、それぞれ記載のとおりでござ
います。

今後も、市町村や防災関係機関などと緊密に連携し、災害対応に万全を期してまいりま
す。

次に、車両接近通報装置の義務化に係る法令の改正についてであります。

お手元に御配付の資料2を御覧ください。

昨年10月3日に、通勤中の視覚障がい者と盲導犬が、後退してきたトラックにひかれ、
死亡するという痛ましい交通事故が発生いたしました。県では、この事態を重く受け止め、
昨年10月14日に県議会の皆様方をはじめ、県交通安全協会、盲導犬を育てる会の皆様と連
携し、国に対し、障がい者や高齢者などの安全で安心な交通環境を確保するため、①貨物
車両などの運転者に対し、車両後退時に常時、警告音、音声を発生することの義務付け、
②歩行者や自転車運転者に、ハイブリッド自動車などの接近を知らせる車両接近警告音装
置取付けの義務化、を提言いたしておりましたところ、この度、国におきまして、ハイブ

リッド自動車などに車両接近警告音の装備を義務化すべく、道路運送車両法に基づく保安基準などが10月7日に改正され、翌日に施行されました。

今後とも、安全で安心な交通環境の確保に向け、しっかりと取り組んでまいります。

以上、御報告申し上げます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

島田委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

杉本委員

先般の本会議の質問で、振り込め詐欺、オレオレ詐欺とかというようなことで質問をさせていただき、それなりに御答弁は頂いたんですが、もう一度確認という意味も入れまして質問をさせていただきたいと思います。あのときの私のイメージでは、オレオレ詐欺とか振り込め詐欺とか未公開株とか、いわゆる現金の大きい金額だけの話をイメージさせていただいたんですが、考えてみますと、随分前から、現金だけでなく薬とか布団とか健康食品とか、高齢者がひっかかっているというか、だまされているというか、そうしたものがたくさんあるようなイメージがあります。

我が家でも見てみますと、高額ではありませんが、この間も家内が、よく眠れる枕を何万円も出して、こんなものを買って何になるんだろうなという。これは少額ですから夫婦げんか程度で済むんですが、実際のところ、1日1万円近い薬を飲んでいる人や、これで酒が飲めるようになった、わし元気になったと言って、こんな話を平気です。これ、月30万円は要るのじゃないか。これほど要らんけど、24万円か25万円要ると言われたら、これ続かないのではないかと。健康食品もたくさんあるし、まだまだたくさんある。年に100万円近い金を払っていたりしてる。そうしますと、これは、実際は民事事件に入って、オレオレ詐欺とかいうのは刑事事件にも持っていけるような問題もたくさんあると思いますが、しかし、これ、どこで線を引くということは実際難しいと思いますが、この辺のことを考えますと、高齢者というのは、今の社会ですから、年金を含めて、かなりの預金を持っている。亡くなるまでに全て吸い取られるような仕組みが世の中にできてきているんじゃないかというような心配までしますときりが無いのですが、先般の質問でこれらを防止するには、一人一人に届くよう呼びかけをいたします。それから、寄り添って地域で見守りをします。それから、プライバシーに配慮して地域での相談体制を作りますというようなことが答えとしてありましたし、そこらに対して具体的にはケーブルテレビのコマーシャルでありますとか、地域包括支援センター、民生委員との連携というのを見守りたいというような答えを頂いた。それから、市町村に消費生活センターの設置促進をしますというような答えを頂いたんですが、現状として、今からを含めてどのように取り組んでいかれるかということでございますが、地域での支援センターと民生委員との連携した見守り、これを具体的に少しお答えいただければ有り難い。

小椋生活安全課長

ただいま杉本委員から、地域を見守るために包括支援センター、民生委員との連携した見守りをどのように取り組むかと御質問を頂いたかと存じます。

まず初めに、被害に遭いやすい高齢者の皆さんの特徴といたしますと、やはり相談を受けている中を見ますと、日頃老人会や地域の活動に参加することが少ない方。そして、そういう方は今現在どんな手口の詐欺や消費者被害を受けているか知らない。それから、被害に遭った場合に対処方法がわからない。それから、どこへ相談したらよいのかわからないなど、そういうことから被害に遭いやすくなっているのではないかと考えております。

そして、やはり被害に遭わないためには、こういった方々お一人お一人にその被害の情報とか、それからやはりもし御本人が気付かなくても、周りで気付くのであれば、異常があったなと思えば、気付きとか声かけが重要でないかと考えております。このため、これまでの取組としましては、昨年度は銀行ですとか、それから J A、それから宅配事業者、そういう方々、事業者の方を対象に、日々消費者の方とお会いする方に高齢者被害を防ぐための見守り講座なんかを開催していたところでございます。

そして、今回の答弁でもございますが、更に一步踏み込みまして、高齢者の日頃の見守りといえば、健康とか生活を最前線で見守っております地域包括支援センターですとか、それから民生委員の方々にお力をかりることが大事と考えておりまして、この方々に対しまして、消費者被害の現状や被害に遭わないための対処方法、それからもし契約しても、すぐだったら契約解除するクーリングオフの仕方とか、そういうものを学んでもらう研修会をまずは開催し、現場での被害を防ぐ取組を強化してもらいたいと考えています。

それから、被害に遭った場合にも、速やかに救済というか、対応ができるように、県の消費者情報センターですとか、地域の消費生活センターにも取り次いでいただけるよう連携体制を構築してまいりたいと考えているところでございます。

よろしくお願いいたします。

杉本委員

これは被害に遭われた方にお問い合わせされたりして、相談されたことがあるんですけど、一番感じたのはプライバシーなんですね。家内に言わないようにしてくれとか、子供にだけは絶対ばらすなよ、警察に行かなかつたのは新聞に載せられるんじゃないかというようなのがあり、先日の質問の私のテーマの一つとしては、このプライバシーをどうするかであった。地域だったら、民生委員さんとか、役場の職員さんというのが非常に身近なんですね。身近なのは悪い社会じゃないんです。いい社会なんですよ。しかし、その人たちに知られたくないというのがあるんですね。その人たちが親類のおばさんであったり、役場の職員が自分のおいの孫だったりとかいうので、するとそこからばれてしまうと。そしてたら家でも余計ばれるとかいうのがあり。この辺をどうするか、言葉では言えますけど、実態としてそういうのは社会の中にあるんですから、その辺、良い方法を考えていらっしやるんだしたら、御配慮をしていただきたい。

小椋生活安全課長

ただいま委員から、身近であってもプライバシーとかに配慮すべきではないかという御質問を頂きました。

まず初めに、消費生活センターとか県の消費者情報センターで相談に当たっている者、それから啓発に当たっている者につきましては、相談員の臨む心構えというか、業務の中の取決めの中に、必ず被害者に寄り添うということは当然ながら、プライバシーとか人権とか、それから誇り、そういうものを失わないように、自信を持っていただけるようにということで、そこを相手の立場になって配慮する。特に知り得た情報についてはほかには漏らしてはならないということを前提に取り組んでおりますし、それから新たにに取り組んでいただく方、昨年研修した銀行とか、そういう方々についてもやはりそこは同じように守秘義務があるんですよということで、そういうことを踏まえて、特に今回、包括支援センターの方ですとか民生委員の方は、そういうところを重々、日頃消費生活以外でも取り組んでいる方でございますので、一層そのところにポイントを置いて取り組んでまいりたいと考えております。

杉本委員

これは人と人との社会ですから、制度を越してというのは大変難しいし、方法もないだろうと思いますけど、是非そこを十分に。それから、被害者にわかってもらいたいということもなかなか難しいだろうと思いますけど、あそこに相談したら間違いないとか、心配ないというようなことも、実際に被害者になる人に教えるということも難しい。近いうちにお前は被害者になるから、よくわかっておけという話はできませんから、しかし、そこを是非うまくクリアしてきたい。そうしなければ、何回も何回も同じことを繰り返していくことは間違いないだろうし、さきに言いましたように、うちの家内でありませぬけれども、よく眠れる枕から始まって行って、だんだんと大きいものにつながっていくんだろうと思いますので、是非ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、市町村の消費生活センターの設置の促進についてをこれからどうしていくか、初めに現在の設置状況からお話したい。

小椋生活安全課長

今現在、県下の消費生活センターの設置状況について御質問を頂いたかと存じます。

まず初めに、徳島県で県の消費者情報センターが一つ、それから市町村におきましては県下で5市2町ということで、5市2町の内訳としましては、徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、美馬市、板野町、上板町の七つでございます。そして、それ以外にも、センターを設置してありませんが、那賀町と美波町におかれましては阿南市との広域連携で、阿南市の消費生活センターで両町の消費生活相談もあわせて行っているところでございます。

杉本委員

各市町村にできているとはいかないのですね。ただ、那賀町が広いものですから、広さではなく、人口ということですね。よくわかりました。

それでは、本会議の答弁で設置を促進するという事だったんですが、これからの目標数もお願いします。

小椋生活安全課長

市町村の消費生活センターの設置目標について御質問を頂いたかと存じます。

まず初めに、設置の目標につきまして、これをどこで定めているかといいますと、まず一つは消費者庁が地方消費者行政強化作戦というものがありまして、その中で目標を示されておりまして、作戦の目標としましては、まず初めに人口 5 万人以上の市町村は設置率 100 % を目指す、いわゆる全市町 5 万人以上は。それから、人口が 5 万人未満の市町村では設置率を 50% 以上にすることが示されておりまして。

それで、ちなみに徳島県の状況でございますが、人口 5 万人以上の該当市町村は徳島市、鳴門市、阿南市の三つでございますが、全て設置済みですので、これにつきましては目標達成しているところでございます。次に、人口が 5 万人未満の市町村ということで、これは 21 市町村あるわけでございますが、そのうち今現在、先ほどの小松島市、美馬市、板野町、上板町の 4 市町の設置と、それと先ほどの那賀町、美波町の 2 町の広域連携を合わせて六つが設置という解釈になります。設置率につきましては、今現在 28.6%、全国では 21 位ということで、なお、人口 5 万人未満、50% 以上という目標を達成している都道府県は、平成 27 年度末時点でございますが、12 道県ということで、それからまた、全国平均は 34.7% ということで設置率が今現在なっているところでございます。

杉本委員

次に、これからの設置数の拡大に向けてどう取り組んでいくのかを発表していただきたい。

小椋生活安全課長

先ほどの質問でどこを目指すのかというお話もありまして、まず、人口 5 万人以上はもう達成しておりますので、これからは人口 5 万人未満、今現在、設置率が 28.6% ということで、やはりこれを、まずは早期にでも市町村の設置率、5 万人未満、50% 以上にしていくことが重要であると考えております。

そこで現在、未設置市町村を訪問しておりまして、消費生活センター設置の必要性ですとか、それから既に設置されている市町村の消費生活の相談の取組状況などを説明し、是非とも設置をとということで要請をしているところでございます。今後、この意を酌んできまして、いずれ設置を表明していただけるであろうという市町村に対しましては、国の地方消費者行政推進交付金を活用しました消費生活センター設置に係る運営費の支援、それから必要な消費生活相談員の紹介、それから資質向上のための研修とかアドバイスなど、そういうことも取組ながら、是非とも、まずは 50% 以上の目標を超えるというところで目指してまいりたいと考えているところでございます。

杉本委員

さっき申しましたように、我々はいつも大きい金額に関してはやられたとか、未公開株をごっそり買って詰んでしまったというような話を聞いたりして、新聞なんかでもよく出たりしておりますけど、そういうことだけでなく、うちの家内の枕までは言いませんけれども、もうちょっと高額な物でも、実際はかなり厳しい生活しとる人が意外とびっくりするような金額の薬を買わされたりするところがある。ということもよく見ていただいたりして、被害が少ないようにしていただきたいし、プライバシーに気が行き過ぎて、被害届が遅れ、丸裸にさせられてからみんなに知れてしまったというようなことがたくさんあるようでございます。私が知っているのも大体こういうもので、この間、相談したけど、これはもう仕方ないという段階になってしまっていた、ということでございますので、本当に役に立つようなものを作ってほしいと望みます。

消費生活センターの設置というのは、これは基本的には市町村がすることでございますので、徳島県からとやかく言うわけではないんですが、消費者行政の一丁目一番地はというのが知事の演説の一つなんですから、是非とも立派なものに仕上げていただいて、私が申し上げたように被害者が 1 人でも少なくなるように、そしてまた、被害に遭った人の救済もいち早く動けるような、動かせるようなものにしていただきたいということを強く要請いたしまして、終わります。

達田委員

消費者庁等の徳島移転の問題に関して、何点かお尋ねをしたいと思います。この問題では、総務委員会の事前の委員会でも、予算についてなど詳しく山田議員が聞いたわけなんですけれども、広報、あるいはまた調査ということで 500 万円の予算が組まれているんですけれども、繰り返しになるかもわかりませんが、広報また調査ということで、もう一度、どういう調査なのか、どういう広報なのか教えていただけたらと思います。

勝間消費者行政推進課長

ただいま達田委員から、今回の 9 月補正で計上しております予算につきまして御質問を頂いたところでございます。

今回の新次元消費者行政拠点推進事業につきましては、まず事業の目的といたしまして、消費者庁、それから消費者委員会及び国民生活センターの徳島移転に関しまして、政府のまち・ひと・しごと創生本部が、これまで県内で実施されました実証実験の結果等を踏まえまして、去る 9 月 1 日に徳島県に消費者行政の新たな未来の創造を担うオフィスを置き、消費者行政の発展、創造の拠点とするという方針を決定されたところでございます。これは消費者庁等の徳島への全面移転の第一歩となる非常に大きな意義を有するものであるというふうに考えているところでございます。

また、消費者庁もこの決定に歩調を合わせる形で、拠点の整備でありますとか、あるいはそこで実施しようとしておりますプロジェクトの実施に必要な予算を概算要求に盛り込んで、財政当局と折衝を行っているというふうに聞いているところでございます。こうした状況を受けまして、本県といたしましても、この消費者庁の新たな拠点の円滑な設置、それから運営、それを全力でサポートしていく必要があるというふうに考えていると

ころでございまして、来年度の当初予算を待つことなく、県民への広報事業でありますとか、拠点支援する体制づくりのため、本県における新次元の消費者行政の可能性について調査をする事業というものをスピード感を持って取り組むこととしているところでございます。

具体的な内容としましては、まず、県民への広報といたしましては、新次元の消費者行政推進拠点の意味をわかりやすく説明する広報資料を作成いたしまして、関心の高い県民の方々が集まる会議やイベントで配付、説明をいたしますとともに、県のホームページにも掲載し、県民の方々の理解の促進と県内における消費者庁との全面移転に向けたアピールの盛り上げを図ってまいりたいというふうに考えております。また、拠点がその機能を十分発揮できるような支援体制を作り上げていくということも必要になってまいりますので、例えば県内における市町村、それから教育研究機関、各種の事業者、団体などで、消費者行政や消費者教育、特にエシカル消費等々、徳島県の強みもございまして、そういった取組状況など、新次元の消費者行政の展開をしていくことができる可能性について広く調査を行いたいというふうに思っておりますし、そういった調査を行うことによって、消費者庁が徳島県を実証フィールドとして活用できるような具体的なプログラム案というものを消費者庁に対し提示していければいいかなというふうに思っているところでございます。

また、こういった調査を通じまして、多様な分野でそれぞれの中心的な役割を担っておりますキーマンもおられると思っておりますので、そういうものを発掘いたしまして、ネットワーク化を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。こういった今回に提案させていただいております新次元の消費者行政創造拠点推進事業を活用することによって、本県の消費者行政、消費者教育の更なるレベルアップを図りますとともに、新拠点が着実に成果を出すことによって、消費者庁の徳島県への全面移転の実現につなげてまいりたいというふうに考えているところでございます。

達田委員

新未来創造オフィスを作りますということで結論が出ているんですけども、そのためにいろんな広報とか調査をしますよと。そして、この新未来創造オフィスを運営していったら、全面移転へとつなげていくという、そういう予算なわけですよ。

ちょっとお尋ねしたいんですけども、いろいろなことを広報し、また調査も県下、教育機関とか市町村とか事業所とか団体とか、調査をして、消費者行政のそういう新未来創造オフィスの中でどういうフィールドがあるかということ調査していくということなんですけれども、そもそも消費者庁とか国民生活センター、消費者委員会など、そういうところがどういう仕事をしているのか。消費者庁が担っている国会対応とか危機管理、法執行とか司令塔機能、制度整備という、そういうふうな大事な仕事というのは一体どういうものなのか、そもそもが県民の皆さんにきちんと広報をされているんでしょうか。

勝間消費者行政推進課長

ただいま達田委員のほうから、消費者庁、それから国民生活センター、消費者委員会、

それぞれがどういう役割を担っているのかということの広報ということで御質問を頂きました。私どもとすれば、それぞれの機関で、例えば消費者庁であれば消費者庁がどういう役割を果たしているのかというパンフレットがございます。あるいは国民生活センターの分もございますので、そういったパンフレットを活用することによりまして、例えばこういうような業務をやっているとか、こういう活動をやっていますというような御説明ということは機会を捉えて行っているところでございます。

達田委員

この新たな予算で広報されるということなんですけれども、新未来創造オフィスが全面移転を目指すという、そういうふうな性質上、やはり消費者庁等がどういう機能を持った庁なのか、そういうことをきちんともう一度県民の皆さんに知っていただくということは非常に重要なことだと思うんですけれども、これまで何かパンフレット等とかで示したということはあるのでしょうか。お話ではいろいろ言っていると思うんですけれども。

勝間消費者行政推進課長

達田委員のほうから、例えば消費者庁がどういうような役割を担っているのかの広報というお話だったと思うんですけれども、消費者庁も国民生活センター、それから消費者委員会、いずれの機関も国の機関でございます。それぞれのところが自分たちの役割等々を記載したパンフレット等々がございますので、例えば我々に説明を求められるときには、そういうような資料を用いまして御説明をさせていただいたことはございます。県のほうから、消費者庁というのはそもそもこういうものですよというような形で提示をさせていただいたことは現在のところはございません。

達田委員

例えばある自治体では、消費者庁等に来てもらいましょうということを経営で決議も上げたというようなときに、担当の職員さんがお願いをして県から資料を頂いたというんですけれども、やっぱり消費者庁が出しているその資料をそのままお渡ししたら、それをそのまま見て、国民生活センターも消費者庁もこれだけの人が働いているんだから、たくさんの方が来てくれるんだと、そういうふうな受け止めたわけなんですよね。ですから、本当に正確な情報がちゃんと届いているのかどうかということについては非常に疑わしいわけなんです、ここでお尋ねするんですけれども、この9月1日に出されましたまち・ひと・しごと創生本部の決定につきましては、今までも言われてきたように、新未来創造オフィスを3年間設置して、いろんな検証をしますよということなんですけれども、一番大事なことは県民に伝わっていないですね。一番大事なところを伝えていきますか。

勝間消費者行政推進課長

今、達田委員のほうから一番大事なことをとおっしゃられているんですけれども、私どもとすれば、今回の消費者庁の移転につきましては、県のほうから提案をし、政府のほうから方針が出たという流れについて説明はしているわけなんですけれども、我々として最も大事

だというふうに思っているところは、やはり今回の政府関係機関の一部移転というのが、我が国全体の問題となっております東京一極集中の是正、そういうものを達成するため、真の地方創生の実現を図るため、こういう取組をやっているんだという点については、それぞれ各般に御理解を求めてきたところでございます。

達田委員

ここで、徳島県で新未来創造オフィスを設置して、そしてこれから取り組んでいきたいと思いますということが徳島県にとっては一番大事なことだというふうにして、予算もつけて、皆さんやっていかれると思うんです。しかし、この報告書の中では、これまで行ってきた迅速な対応を要する業務、対外調整プロセスが重要な業務、つまり国会対応、危機管理、法執行、司令塔機能、制度整備等、これは東京都で行うとはっきり書いてあるんですね。つまり、今、消費者庁がこれまでやってきたこと、今やってきたこと、この仕事そのものは徳島県にはやらない、東京都ですとやるんですよということを書かれているわけなんですよね。ですから、これを将来全部来てもらおうと、そういうことを皆さん言っているわけですよね。本当にそんなことができるのかということが非常に疑問なわけなんですけれども、新未来創造オフィスを置きますよということは、裏を返せば今の仕事はできないよということになってくると思うんですけれども、このいろんな報告の中で指摘をされております課題が出てきておりますけれども、このような課題を全てクリアして全面移転ができると本当に考えているんでしょうか、お答えいただきます。

勝間消費者行政推進課長

ただいま達田委員のほうから、全面移転ができるのかというお話がございました。

私どもといたしましては、今回、県のほうから全面移転の提案をし、3月には政府関係機関に申し入れて、この9月1日に今後の取組という方針が出たわけでございます。この方針に基づきまして、今後とも進めてまいりたいというふうに考えているわけでございますけれども、その中に、今回9月1日の今後の取組についてというところにつきましては、今、達田委員がおっしゃられたような、対外調整プロセスが重要な業務は東京で行うというふうな文言は書かれているところではございますが、一方で、この消費者行政新未来創造オフィスの取組は、徳島におけるオフィスの恒常的な設置だけでなく、規模の拡大に向けた試行としても位置づけて、3年後をめどに検証、見直しを行うんだ、そしてまた結論を得るんだという記載もこの中にしっかりとされているところでございます。

私どもとすれば、この規模の拡大というものにつきましては当然、全面移転に含まれているというふうに考えているところでございます。その結論を得るに当たっては、今回の方針の中でも、徳島県を中心とする交通・通信網、それから消費者行政を支える人的資源とそのネットワーク、それから政府内の各省庁の共通のテレビ会議システムの整備状況のほか、消費者行政の進化、地方創生にどの程度貢献したのかの実績を踏まえて行うというふうなことが書かれてございます。こういった点についてしっかりと取り組んで、実績を積み上げることによって、全面移転をしっかりとつかみ取りたいというふうに考えておりますし、これは先ほどもお答えさせていただいたとおり、一つの省庁、あるいは徳島県だ

けの話ではございません。この取組自体は、真に地方創生を実現するという点で、やっぱりこういうことが東京一極集中の是正につながっていくということを広く、徳島だけでなく近隣府県、さらには全国にその効果が及んでいくという非常に大事な取組であるというふうに考えておりました、今後とも全力で取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

達田委員

そもそも地方創生ということで省庁移転ということが言われたわけなんですけれども、この新未来創造オフィスについて本当に地方の活性化につながっていくのかという点でお伺いしたいんですけれども、新たな予算、概算要求の中で、参事官 1 名を含む 17 名を徳島に行かせるということで予算要求されているんですよね。この中で、それ以外に徳島県及び周辺地域の行政、企業、学術機関などからの人材も含めた多様な人員構成とするというふうに書かれているんですけれども、全体で結局何人体制でこの新オフィスをやられるのか。そして、このオフィスを運営するに当たって、何か地元で新たな雇用創出につながるような、そういうものはあるのでしょうか。

勝間消費者行政推進課長

まず、達田委員から、来年度に設置をされます消費者行政新未来創造オフィスの規模について御質問を頂いたところでございます。

規模につきましては、現在のところ、消費者庁のほうからは具体的な数字等々は頂いていないというところでございます。ただ、この今回の方針の一つとなっております、7月29日に、当時、河野担当大臣でございましたけれども、記者会見がございました。その中では、7月と同等の規模という御発言もあったところでございます。マスコミ等においては、これを踏まえまして40名程度というような報道がなされているというところでございます。

また、人員構成につきましては、達田委員のほうからおっしゃられたとおり、国の方針の中で、消費者庁及び国民生活センターの職員のほか、徳島県及び周辺地域の行政、企業、学術機関等からの人材を含めた多様な人材構成とするというふうになされているというところでございます。また、これもまた達田委員のほうからおっしゃられたように、来年度の機構・定員要求でも参事官ポストが新設、盛り込まれておりますし、プロジェクトの担当者の増員というものも行われておりました、消費者庁全体としては27人というような形で増員の要求を行っているというところでございます。

続いて、もう一つ、消費者庁が取り組もうとしている内容が徳島県内にどういう効果を及ぼすのかというような話だと思うんですけれども、今回、消費者庁新未来創造オフィスの中でやっていこうという内容につきましては、まだ詳しい内容は、当然、今、消費者庁のほうで検討されているところでございますけれども、概算要求等々の資料を見ますと、まずは新たな調査研究を行っていくということ。それから全国展開を見据えた地方モデルのプロジェクトを始動させていく、それから働き方改革につながっていくというような取組を進めていくこと、そういうような柱立てで考えられているというふうに今は伺ってい

るところでございます。

地方モデルプロジェクトにいたしましても、例えば食品ロスの削減になりますとか、子供の事故防止に向けた、そういうような具体的な取組を正に徳島県内の実証フィールドとして活用いただいて、実際にそういう施策を立案するとき、あるいは実際にその施策を地方で展開するときに、どういった課題があるんだ、どういうふうになればうまくそれが広がっていくんだというようなことをまさに徳島で実証していただく、お試しをしていただく。そこで培ったノウハウが全国に広がっていくというふうに思っているところでございます。

もちろん、こういった取組を進めるに当たりましては、行政だけで、県だけでできる話ではございませんので、市町村、それから企業、大学、学術機関、教育機関等々とも連携を図りながら、こういう施策を展開していきたいということになりますので、県民の皆様方にとって、我が県の消費者行政のレベルアップにつながっていくものというふうに思っているところでございます。

達田委員

徳島県の消費者行政をレベルアップしていくというのは県の責任としてやっていただかないといけないことですので、どんどん進めていただきたいんですけども、これが消費者庁を全面ここへ来てもらうのかどうかということについては全く別問題なんですよね。この中でいろいろと指摘をされているんですけども、9月1日以前に、8月に指摘をされております。8月23日、試行的な滞在をしましてその結果が報告をされているんですけども、いろいろありますので一々取り上げていたら時間の都合上できませんけれども、この中で、特に人材の確保、育成ということでお尋ねしたいんですけども、今現在、消費者庁には、平成28年7月1日現在、常勤職員300名、非常勤が190名ということでその内訳の報告がされているんですけども、非常勤職員さん190名の中で、政策調査員が約50名、法執行専門職員等が約30名、照会専門員等が約60名、それから臨時事務補助員さんが約50名ということで、そのうちの法執行専門職とか照会専門とか、ここは有資格、資格を持っている方がほとんどですよということなんですけれども、徳島県周辺において、必要な専門的人材を確保することは可能なかということによって上げられています。徳島県、先ほども御質問に答えでおっしゃってございましたけれども、小さな町、また市、人口が足りないと、消費者が相談する場所もないというような状況があるわけですよね。消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタント、このいずれか三つの資格を持っている方が仕事しているんですよと、非常勤で仕事しておりますよということなんですけれども、徳島県内、そういう資格を持った方というのが今どれだけいて、今回いろいろと研修もされてきたと思うんですけども、何人そういう方が増えていったんでしょうか。

小椋生活安全課長

ただいま相談員について御質問頂いたかと存じます。

今現在、相談員につきましては県下で47名、そして実際に従事されている方の有資格者としては、これは4月1日現在でございますが、21名ということでなっております。そし

て、これにつきましては、設置につきましては、まず一つは相談員の資格を持つことが大事ということと、それから、相談員の資格がない方でも、これは国のほうの消費者安全法とかその中の取扱いで、地方公共団体における消費生活相談の事務、それから消費者団体、例えば消費者協会などの団体における、事業者に対する消費者の苦情とか、そういうものの相談事務を対応している者、そういう者もあわせて、有資格でなくても配置できると定めておりました、その中で今現在47名、ただし有資格者は21名ということもありまして、それで、今年の3月から今現在、とにかく有資格をとってもらおうということで講座なども開催しておりますし、それから新たにこれから市町村もまた設置していこうという取組も考えているところがございますから、こういう方で急場はしのぎつつ、必ず各センターにお1人は消費生活相談員を置くというのが理想でございますので、そういう方向へ目指していくこととしております。

達田委員

この分野は、省庁が移転するかしないかとか、そういうことに関わりなく、やっぱりどんどん進めていっていただきたいところなんですよね。ですから、この課題というふうに書かれておりますのが、消費者庁を呼ぶから資格を増やしていくんだと、そういうのじゃなくて、やっぱり県の責任としてどんどん増やして行って、そしてやっぱり人口が足りないところでもきちんと設置ができると、そこが先進なんだというふうに言われるような状況を是非作っていただきたいと、この点では思いますので、よろしく願いいたします。

それから、重要な機能のうちの一つ、国会対応ということについてお尋ねしたいんですけども、報告の中で、国会対応では安倍内閣発足以来、第191回国会までに政務三役答弁が1,546問とか、政府参考人答弁1,171問とか、いろいろ書かれているんですけども、ヒアリング475回、説明要求534件、それから面会要求が106件とか、非常にこれ、多くの回数書かれているんですけども、徳島県に移転をした場合に、こういう対応というのがテレビ会議でできるんでしょうか。

勝間消費者行政推進課長

今、達田委員のほうから、消費者庁が全面移転したときに国会対応がテレビ会議でできるのかというお話でございました。

国会対応につきましては、当然のことながら、地方であります我々が判断を下すというものではございませんので、やはり国会のほうでそういうやり方ができるのかどうかということについてはしっかりと議論いただき、結論を出していただく問題だろうというふうに思っているところでございます。

ただし、今回、3年後に検証、見直しをするということになっております。この意味合いは、例えば今申し上げましたとおり、国会の対応につきましては、当然、来年考えられるということでもございましょうけれども、国会のほうでテレビ会議でも構わないということになれば、当然、システム上はICTの活用により、そういう取組はできる。また、3年もたてばさらに今の技術も向上しておりますので、環境は大きく変わっているんだと

いうふうに思っているところでございます。

達田委員

非常に思い込みがすごいなというふうに感心をするんですけども、危機管理についてはどうですか。

勝間消費者行政推進課長

達田委員のほうから、危機管理ができるのかというお話でございましたけれども、危機管理につきましては、要諦とすれば、例えば情報が確実に判断権者のもとに集約され、上がっていくということが情報の流れとして必須になってまいります。そういったところこそ ICT を活用して、迅速な情報収集、それと決断というものがなされていくというふうに思っているところでございます。必ずしもそれが東京都でなければ危機管理対応ができないというふうになると思っているところではございません。

達田委員

本当に消費者を守るという立場で仕事をしようと思っているのかなというのが非常に私は疑問に感じます。現時点では、消費者庁と国会とかあるいは官邸とか各省庁を結ぶいろんな情報のシステムが整っていないというようなことですが、じゃ、整ったらいいのかということなんですが、やっぱりテレビ会議では、1対1とか部内だけの会議では大丈夫だけれども、遠いところで何人もが会議をしなければいけないとか、あるいはいろんな業者の方を呼んで事情を聞きたいというときに非常に不適切だというようなことで言われておりますよね。ですから、そういう本当に消費者庁が仕事している本来の仕事がきちんとできるかどうかということもはっきりわからない。いや、もうできないというふうに私は思うんですけども、それなのに全面移転を目指していくということにこだわっているということ、私は行政の姿勢として、もっとほかに力を入れてもらいたいと思います。

あと一つは、国民生活センターに関してなんですが、これはいろいろ商品テスト等をして、いろんな設備があちこちに散らばっていたので不便だったというようなことも報告されておりますが、特に煙が出るとか危ない実験をするのになかなか設備がなかったとかいろいろ言われておりますけれども、もし本当に国民生活センターの商品テストをきちんとやろうとすれば、今、相模原市にあるようなあの大きな施設をそのまま徳島県に建設しなければいけないのではないかと思うんですけども、そういうことはどうなんですか。

勝間消費者行政推進課長

国民生活センターの商品テスト、特に相模原市の施設についての移転についての御質問でございますけれども、私どものほうといたしましては、消費者庁の全面移転とあわせまして、国民生活センターについてもそういった旨の提案をさせていただいているところでございます。相模原市の商品テストの施設につきましても、徳島の中でどのような形で機器等々をあつらえることができるのか、あるいは、それをどのようなレイアウトでそういう形にできるのかということについて、恐らく本格的に決定されれば、具

体的に検討がなされていくんだらうというふうに思っているところでございます。

先ほど達田委員のほうから指摘のございました、国民生活センターが8月の下旬に提出された報告書につきましては、いわゆる試行的に徳島県工業技術センター等々の施設を国民生活センターが活用されて、出された結論でございますので、そういったものも一つの参考にはなるんですけれども、今後、国民生活センターと、どのような形であればこういう徳島に持ってこれるのかというようなことも、すぐにとということにはなかなかならないのかもわかりませんが、そういう議論にも入っていくのかなというふうに思っているところでございます。

達田委員

時間がありませんので、1点だけ最後にお伺いいたします。

また、地域とか全国からの理解が得られるのかということが非常に大事なことだと思うんですけれども、全国の消費者団体であるとか、多くの団体が地方移転、徳島に行かれては困りますというようなことで反対の表明をされておりました。そういうところが理解をしていただいて、どうぞというふうになってくるのでしょうか。

勝間消費者行政推進課長

今、達田委員のほうから、消費者庁の全面移転について全国から支援を頂けるのかというお話でございますけれども、そもそもこの政府関係機関の移転というのは、先ほどから、申し上げていましたとおり、消費者行政はもとよりでございますけれども、地方創生、特に東京一極集中の是正、地方への新しい人の流れを作り出すんだという大きなテーマがございます。そういった面につきましては、我が国全体の問題として共通認識はあるというふうに私どもは考えているところでございまして、恐らく地方の側とすれば、そういった共通認識は得られるんでないのかなというふうに考えているところでございます。

それから、各般、各方面でも御反対いただいているところもございますけれども、私どもとすれば、今回、国から示されているような、今後の方針としては示されております。その中で、交通網でありますとか、人的資源のネットワークでありますとか、国の方のテレビ会議システム等々、それから正に消費者行政を徳島の実証フィールドとして活用し、その効果を全国に発信していくというような視点を国のほうからも提示をしていただいているところでございますので、まずは全力で消費者庁、国民生活センター、それから消費者委員会をサポートし、実績を積み重ねることによって、そういった御意見、あるいは御心配を払拭していただけるのではないかなというふうに思っているところでございます。

達田委員

皆さんが一生懸命お仕事をなさっているというのはわかります。ですから、その能力とその力を本当の地方創生、地域の活性化ということに力をそそいでいただきたいと、振り向けていただきたいということを申し上げて、終わりたいと思います。

島田委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました危機管理部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

（「異議あり」という者あり）

それでは、危機管理部関係の議案第 1 号については、御異議がありますので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 1 号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第 1 号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 3 号について、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 3 号については、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第 3 号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【提出議案】

原案どおり可決するもの（起立採決）

議案第 1 号

原案どおり可決するもの（簡易採決）

議案第 3 号

以上で、危機管理部関係の審査を終わります。

これをもって、県土整備委員会を閉会いたします。（12時05分）